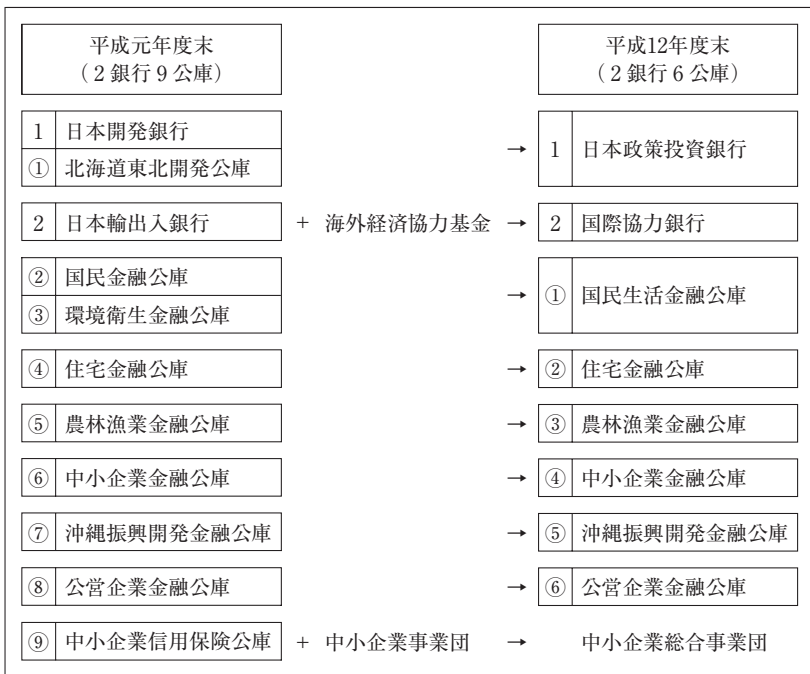


解 説

政府関係機関とは、特別の法律により設立された全額政府出資の法人であり、法律に基づいてその予算及び決算の国会への提出が義務づけられた機関である。

平成元年度末の政府関係機関は、2銀行9公庫（日本開発銀行、日本輸出入銀行、国民金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、環境衛生金融公庫、中小企業金融公庫、中小企業信用保険公庫、北海道東北開発公庫、沖

縄振興開発金融公庫、公営企業金融公庫）の計11機関であった。行政改革の一環で、後述するように、平成11年度に日本政策投資銀行（日本開発銀行と北海道東北開発公庫は解散。）、国際協力銀行（日本輸出入銀行と海外経済協力基金とが統合。）、国民生活金融公庫（国民金融公庫と環境衛生金融公庫とが統合。）が新たに発足し、平成12年度末には2銀行6公庫の計8機関へと再編された（中小企業信用保険公庫と中小企業事業団は解散され、中小企業総合事業団となった。）。



(注) 執筆者作成。

平成元年度から平成12年度の間の政府関係機関を巡る論点は、①平成4年度以降に度々行われた経済対策等に伴う融資機能の拡充と、②行政改革に伴う再編の二点である。叙述卷（『平成財政史—平成元～12年度』第3巻「特別会計・政府関係機関・国有財産」）では、各機関の予算・財務を概観した後で、法改正や経済対策等に伴う各機関の融資機能の拡充

について述べ、そして、行政改革に伴う政府関係機関の再編過程について確認した。叙述卷でも度々言及した経済対策については本巻「I 総説」に収録されているので、「V 政府関係機関」では、平成元年度から平成12年度の政府関係機関の再編に関わる資料と、再編により発足した4機関の法令を収録する。

1 政府関係機関の再編

平成元年度以降の政府関係機関を含む特殊法人の再編に関しては、第二次臨時行政改革推進審議会（行革審）、第三次行革審、行政改革委員会等で議論された。途中経過に関しては叙述巻に譲り、ここでは画期となる閣議決定を紹介する。

第二次行革審では、平成2年4月の「最終答申」において整理方針のみが提示されるにとどまり、第三次行革審では「最終答申」において廃止・縮小を視野に入れた見直し基準が明確化され、見直しの期限は平成7年度までとされた。

その後、細川・羽田・村山の各連立内閣下で特殊法人改革の議論が進展し、平成7年2月24日、「特殊法人の整理合理化について」が閣議決定され、政府関係機関を含む14法人の統合、1法人の廃止、その他の法人の合理化・効率化の方針が示された（資料8-212 特殊法人の整理合理化について）。さらに平成7年3月中には、日本輸出入銀行、日本開発銀行の具体的な統合案について議論された。そして、連立与党政策調整会議での検討を受けて、同年3月31日に「日本輸出入銀行と海外協力基金の統合について」が閣議決定され、4年後に両機関を統合することが確認された（資料8-213 日本輸出入銀行と海外経済協力基金の統合について）。

平成8年1月に発足した橋本龍太郎内閣は、行財政改革を最重要課題に掲げ、そのなかで政府関係機関を含む特殊法人の改革も引き続き進められた。平成8年11月に第2次橋本内閣が発足すると、行政改革推進本部が設置され、平成9年1月より全特殊法人の調査が開始された。同年4月以降、行政改革推進本部で政府関係機関の再編の検討も進められ、同年7月11日に2銀行8公庫の政府関係機関と商工組合中央金庫の整理計画が取りまとめられ、日本開発銀行と北海道東北開発公庫の統合、国民金融公庫と環境衛生金融公庫の統合、中小企業信用保険公庫と中小企業事業団の統合の方針が出された。そして、行政改革推進本部案を受けて、同年9月24日、「特殊法人等の整理合理化について」が閣議決定された

（資料8-214 特殊法人等の整理合理化について）。

2 新たに発足した政府関係機関

平成9年9月の閣議決定に沿って、関係各省との調整など統合へ向けた準備が進められた。そして以下のように平成11年度中に政府関係機関の再編が行われた。

(1) 日本政策投資銀行

日本開発銀行と北海道東北開発公庫の統廃合に関しては、新銀行に関する法案が平成11年2月9日に閣議決定され、同日国会に提出され、同年4月27日、衆議院で可決、同年6月4日参議院で可決、成立した（「日本政策投資銀行法」（平成11年6月11日法律第73号））（資料8-215 「日本政策投資銀行法」（抄））。同法に基づいて、平成11年10月1日、日本開発銀行と北海道東北開発公庫は解散し、日本政策投資銀行が設立された。

(2) 国際協力銀行

また日本輸出入銀行と海外経済協力基金の統廃合については、平成11年2月9日に新銀行の法案が閣議決定され、同日衆議院に提出された。同年3月26日衆議院で可決、同年4月16日参議院で可決、成立し、同年4月23日に公布、施行された（「国際協力銀行法」（平成11年4月23日法律第35号））（資料8-216 「国際協力銀行法」（抄））。同法に基づいて、平成11年10月1日をもって日本輸出入銀行と海外経済協力基金は解散し、両機関の一切の権利及び義務は国際協力銀行に承継された。

(3) 国民生活金融公庫

国民金融公庫と環境衛生金融公庫の合併に関しては、平成11年2月9日、両公庫の統合を盛り込んだ法案が日本政策投資銀行法案とともに閣議決定され、同日衆議院に提出され、同年4月22日衆議院で可決、同年5月21日参議院で可決、成立し、同年5月28日に公布、平成11年10月1日から施行された（「国民金融公庫法の一部を改正する法律」（平成11年5月28日法律第56号））（資料8-217 「国民金融公庫法の一部を改正する法律」（抄））。この法律に基づいて、平成11年10月1日、国民生活金融公庫が発足した。「国民金融公庫法」はその題名が「国民生活金融公庫法」に改め

られ、「環境衛生金融公庫法」は廃止された。国民生活金融公庫は法人ではあるも、「公法上の」法人であった国民金融公庫から「公法上の」法人格が消滅すると既存の抵当権・根抵当権の移転手続きが必要となり、巨額の登記費用等が発生するため、新たな根拠法を制定せず、既存の「国民金融公庫法」の改正という形がとられた。

(4) 中小企業総合事業団信用保険部門

中小企業信用保険公庫及び中小企業事業団を解散し中小企業総合事業団を新たに設立することとなった。新法人の法案は、平成11年2月5日に閣議決定し、同日国会に提出された後、同年3月11日に衆議院で可決、同年3

月24日に参議院で可決、成立し、同年3月31日に公布された（「中小企業総合事業団法」（平成11年3月31日法律第19号））（資料8-218「中小企業総合事業団法」（抄））。同法に基づいて、同年7月1日、中小企業総合事業団が設立された。従来、中小企業信用保険公庫の予算は政府関係機関予算、中小企業事業団の予算が通商産業大臣の認可予算であった。最終的に、新法人の予算方式は、新法人の旧中小企業信用保険公庫の業務については政府関係機関予算、旧中小企業事業団の業務については従来どおり認可予算で行うという部分的政府関係機関予算方式がとられることとなった。